

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等
根拠条例・規則等名		長期優良住宅の普及の促進に関する法律
条 項		第9条第1項
所 管 部 課		建設局北部建設事務所建築指導課（電話：048-646-3235） 建設局南部建設事務所建築指導課（電話：048-840-6236）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	審査基準は、以下の要件を満たすこと。 ・法第9条第1項の定めによる。 ・さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年規則第76号）の定めによる。 ・長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱の定めによる。
	設定等年月日	平成21年6月4日設定 令和4年2月20日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	14日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りでない。
	設定等年月日	平成21年6月4日設定 令和4年2月20日最終改正
備 考		